



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 3月12日金曜日 第1540号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出（3件）.....	227
大規模小売店舗の届出事項の変更の届出の概要等.....	227
土地改良区役員の就退任の届出.....	227
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	228
村営土地改良事業の施行の同意.....	228
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	228
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	228
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	229
公有水面埋立免許の出願.....	229
開発行為に関する工事の完了.....	230

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	230
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	230

告 示

○愛媛県告示第457号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
循環器科林病院	新居浜市中西町6番46号	医療法人 健 生 会	平成19年 3月4日 まで

○愛媛県告示第458号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
広 瀬 病 院	今治市拝志1番26号	医療法人 陽 成 会	平成19年 3月4日 まで

○愛媛県告示第459号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	宇和島市	平成19年 2月28日 まで
宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	社団法人 全国社会保険協会連合会	平成19年 2月28日 まで

○愛媛県告示第460号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第7項の規定による届出があったので、同条第8項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第8条第8項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	届 出 日
ニトリ松山店	松山市中央一丁目86番地外	駐車場の位置（収容台数）	店舗敷地内駐車場（168台）	店舗敷地内駐車場及び店舗西側別敷地駐車場（219台）	平成16年 2月27日
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3か所	4か所（店舗西側別敷地駐車場に1か所新設）	

○愛媛県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 正 幸	北条市才之原甲232番地
"	井 手 順 二	北条市北条873番地
"	村 上 光 夫	北条市中西外387番地
"	田 中 利 宗	北条市萩原甲454番地
"	西 谷 久 茂	北条市浅海本谷甲678番地 5
"	原 田 裕 三	北条市浅海原甲620番地
"	渡 部 宗 良	北条市浅海原甲908番地 2
"	長 野 佳 彦	北条市大浦723番地
"	山 本 佳 夫	北条市才之原甲223番地
"	徳 永 武 三	北条市猿川甲592番地
"	別 府 忠 雄	北条市高田甲99番地
"	森 幹 治	北条市八反地甲678番地
"	竹 内 義 雄	北条市高山甲232番地 1
"	猪 木 優	北条市佐古甲251番地
"	西 村 泉	北条市本谷甲333番地
監 事	池 田 二 人	北条市浅海原甲328番地
"	森 岡 功	北条市中村甲163番地
"	岡 崎 恒 夫	北条市夏目甲277番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 正 幸	北条市才之原甲232番地
"	井 手 順 二	北条市北条873番地
"	村 上 光 夫	北条市中西外387番地
"	田 中 利 宗	北条市萩原甲454番地
"	西 谷 久 茂	北条市浅海本谷甲678番地 5
"	原 田 裕 三	北条市浅海原甲620番地
"	渡 部 宗 良	北条市浅海原甲908番地 2
"	長 野 佳 彦	北条市大浦723番地
"	山 本 佳 夫	北条市才之原甲223番地
"	徳 永 武 三	北条市猿川甲592番地
"	別 府 忠 雄	北条市高田甲99番地
"	森 幹 治	北条市八反地甲678番地
"	竹 内 義 雄	北条市高山甲232番地 1
"	猪 木 優	北条市佐古甲251番地
"	西 村 泉	北条市本谷甲333番地
監 事	池 田 二 人	北条市浅海原甲328番地
"	森 岡 功	北条市中村甲163番地
"	岡 崎 恒 夫	北条市夏目甲277番地

○愛媛県告示第 462 号

吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用排水施設整備事業・喜佐方地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用排水施設整備事業・喜佐

方地区）計画書の写し

- (2) 吉田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年 3月15日から 4月 9日 まで

3 縦覧場所

吉田町役場

○愛媛県告示第 463 号

吉田町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（農業用道路整備事業・喜佐方地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（農業用道路整備事業・喜佐方地区）計画書の写し
- (2) 吉田町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年 3月15日から 4月 9日 まで

3 縦覧場所

吉田町役場

○愛媛県告示第 464 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、美川村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・有枝中通地区）の施行に平成16年 3月 3日 同意した。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 465 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・堀江新池地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（ため池等整備事業・堀江新池地区）計画書の写し
- (2) 松山市営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 3月15日から 4月 9日 まで

3 縦覧場所

松山市役所

○愛媛県告示第 466 号

内子町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整

備事業・下和田地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業(農業用道路整備事業・下和田地区)計画書の写し
 - (2) 内子町営土地改良事業等の経費の賦課徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月15日から4月9日まで
- 3 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第467号

河辺村から協議のあった村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・葉山地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・葉山地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月15日から4月9日まで
- 3 縦覧場所
河辺村役場

○愛媛県告示第468号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、八幡浜地方局建設部及び伊方町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年3月12日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
伊方町
西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1
代表者 町長 中元清吉
西宇和郡伊方町仁田之浜1250番地の1
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲3083番から同甲3108番までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線及び16点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲3103番地先のB護岸上に設置された金属錐)は、北緯33度27分40秒、東経132度17分12秒の地点

1点は、基点から真北356度33分27秒41.34メートルの地点
2点は、1点から真北126度55分40秒23.40メートルの地点
3点は、2点から真北216度55分40秒2.00メートルの地点
4点は、3点から真北126度55分40秒8.20メートルの地点
5点は、4点から真北36度55分40秒2.00メートルの地点

6点は、5点から真北126度55分40秒3.40メートルの地点

7点は、6点から真北216度55分40秒13.80メートルの地点

8点は、7点から真北126度55分40秒20.00メートルの地点

9点は、8点から真北216度55分40秒9.67メートルの地点

10点は、9点から真北321度12分23秒22.94メートルの地点

11点は、10点から真北239度40分41秒10.72メートルの地点

12点は、11点から真北326度29分29秒7.88メートルの地点

13点は、12点から真北322度04分03秒8.74メートルの地点

14点は、13点から真北321度24分30秒13.11メートルの地点

15点は、14点から真北238度02分09秒1.47メートルの地点

16点は、15点から真北322度50分51秒4.87メートルの地点

ウ 面積

981.89平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲2847番から同甲3105番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(西宇和郡伊方町二見字田ノ浦甲3103番地先のB護岸上に設置された金属錐)は、北緯33度27分40秒、東経132度17分12秒の地点

A点は、基点から真北323度22分16秒12.83メートルの地点

B点は、A点から真北322度14分05秒48.45メー

ルの地点
 C点は、B点から真北44度46分12秒160.17メートル
 の地点
 D点は、C点から真北 143 度06分55秒 84.83メー
 ルの地点
 E点は、D点から真北 217 度10分34秒124.03メー
 ルの地点
 F点は、E点から真北 226 度35分24秒 11.75メー
 ルの地点
 G点は、F点から真北 234 度18分28秒 29.39メー

ルの地点
 H点は、G点から真北 331 度47分07秒 19.37メー
 ルの地点
 ウ 面積
 14,967.26平方メートル
 3 埋立地の用途
 漁港施設用地
 4 出願年月日
 平成16年 2月24日

○愛媛県告示第 469 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
15松局伊土検（開）第48号 平成16年 2月27日	伊予市上吾川字市之坪甲1124番 7	伊予市上吾川甲557番地 1 松 田 和 行
15西局丹土（開）第23号 平成16年 3月 1日	東予市広江40番 2	東予市国安158番地の10 箕 島 良 男

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 3月 4日	特定非営利活動法人 エヒメ健診協会	井 福 宏 士	松山市高岡町90番地 5	この法人は、高齢者・市民・労働者・企業に対して、保健指導・栄養指導・運動指導・メンタルヘルスケア・健康度測定・健康診断等に関する事業を行い、健康増進・労働衛生の増進・高齢者福祉の拡大に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 3月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年 3月 1日	特定非営利活動法人 えひめ太鼓ネットワーク	宮 川 透	松山市道後北代 3 番 3 号	この法人は、不特定多数の愛媛県民に対して太鼓文化の振興及びまちづくりに関する支援事業を行い、そのことを通じ社会教育及びまちづくりの推進を図ると同時に、太鼓を通じて次世代を担う子どもたちの健全育成を図ることで、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。